

Weekly Report

第274号
平成26年 8月4日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

適用しやすくなった所得拡大促進税制

平成26年度税制改正では、所得拡大促進税制の要件緩和などの改正が行われました。

◆給与支給額を増加させた場合の支援税制

所得拡大促進税制は、国内雇用者の給与等支給額が基準事業年度（通常は24年度）と比較して一定以上増加しているなどの要件を満たす場合、増加額の10%が税額控除（法人税額の10%、中小企業者等は20%が限度）できる制度です。

税制改正では、同制度の適用期限を延長するとともに、要件が見直され、次の①～③を満たす場合に適用できるようになりました。

①給与等支給額が基準事業年度と比較して2%以上増加（27年4月～28年3月に開始する事業年度は3%以上、28年4月～30年3月は5%以上）

②給与等支給額が前事業年度以上であること

③平均給与等支給額が前事業年度を超えること

◆平均給与等支給額の算定は継続雇用者に限定

上記③の平均給与等支給額については、算定対象も見直され、「継続雇用者に対する給与等」に限定されました。

「継続雇用者に対する給与等」とは、適用年度

と前事業年度のいずれにおいても給与等の支給を受けており、雇用保険の一般被保険者に該当する国内雇用者（高年齢者雇用安定法における継続雇用制度の対象者は除く）に対して支給した給与等をいいます。

これにより、新規雇用者や退職者、定年後の再雇用者などを除いた平均給与等支給額を算定し、比較を行うこととなります。

なお、同制度の利用に際して事前申請は不要です。また、雇用促進税制とは選択適用となります。

26年度の地域別最低賃金の引上げ目安は

地域別最低賃金は、毎年10月頃に改定されますが、賃金水準の引上げや生活保護との乖離解消のため、大幅な引上げが続いています。

中央最低賃金審議会は、今年度の改定額の目安について答申を行い、全国加重平均で16円の引上げとしました。今後、この目安を参考に各都道府県の地方最低賃金審議会が審議し、改定額を決定しますが、目安額どおりに改定された場合は、全国加重平均で時給780円となります。

なお、各都道府県の引上げ額の目安は、4ランク（A19円、B15円、C14円、D13円）に分けて提示しており、A：5都府県、B：11府県、C：14道県、D：17県となっています。

夏季休業のお知らせ

盛夏の候、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。FAX通信のご愛読ありがとうございます。

さて、当事務所の夏季休業は下記のとおりとさせていただきます。休業中はFAXを送っていただければ休み明けにすぐご連絡いたします。

記

8月13日（水）～17日（日）